

次世代へつなぐ 豊かな恵み

～ 亘理町環境基本条例について ～

【概要版】

平成20年8月

亘理町

私たちは『人と自然が共生できるまち亘理』を目指します

亘理町は、恵まれた自然環境を生かした人と自然との共生を重視した発展を進めてきました。

しかし、利便性を重視した都市的発展と身近な自然の減少や都市生活特有の公害の発生が危惧されております。

恵み豊かな環境を守り、育み、未来に引き継ぐためには、私たち一人ひとりが日常生活のあり方を見直すとともに環境をよりよくするための行動をおこすことが必要です。

このような認識の下に「人と自然が共生できるまち亘理」の実現を目指して『**亘理町環境基本条例**』を制定いたしました。

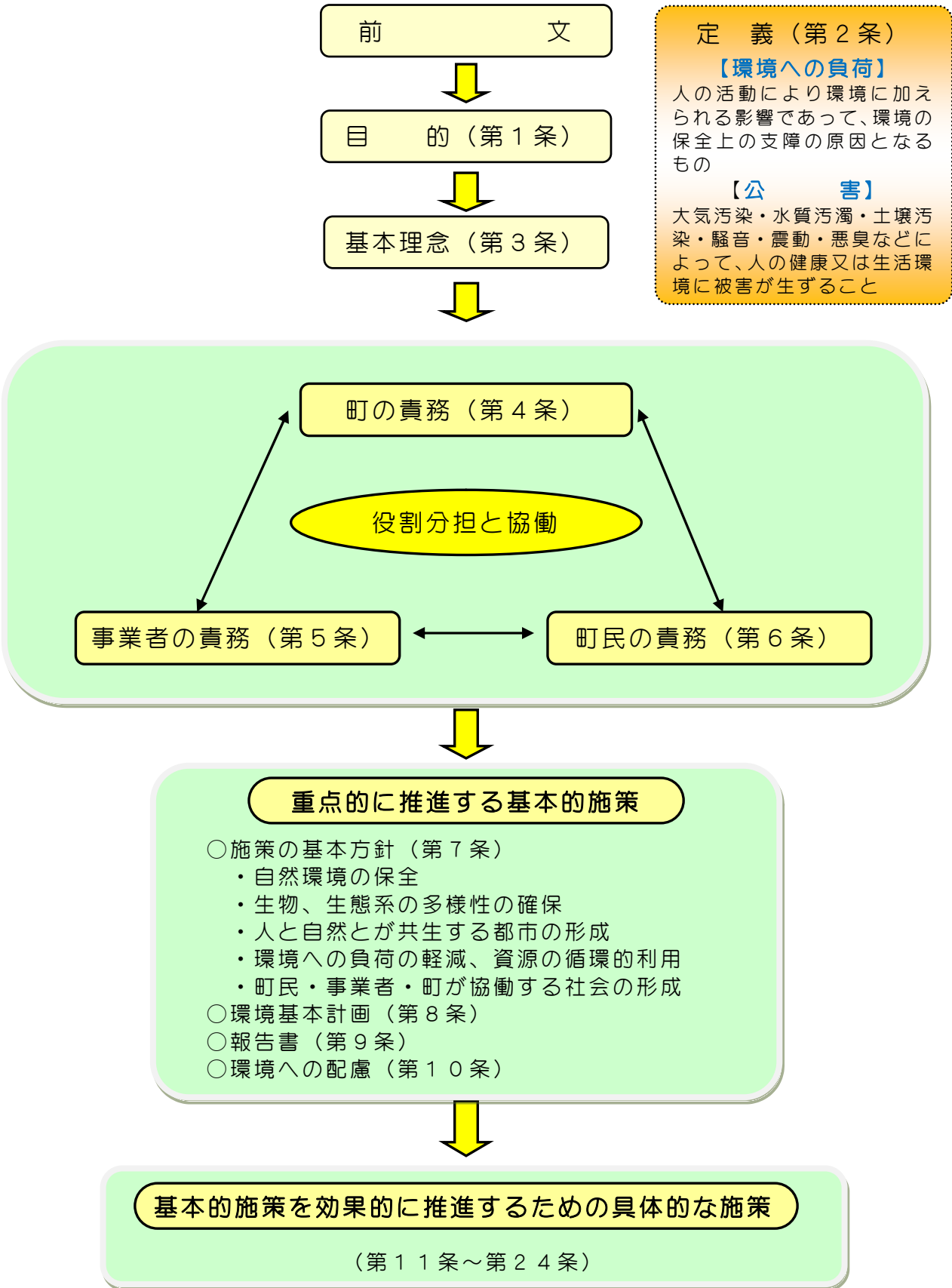
◎なぜ、環境基本条例が必要なのでしょう？

現在の環境問題は、従来の「生活環境」「緑化」「公害」に加え、「身近な自然の減少」や「廃棄物の量の増大」さらには「地球温暖化」といった問題にまで広がりをみせています。

こうした環境問題の変化に対応するには、事業活動や町民のライフスタイルを見直し、町、事業者、町民が一体となって環境の保全と創造に取り組まなければなりません。

そのためには、取り組みにむけての共通の理念やそれぞれの役割を明らかにしたうえで、新たな環境施策を積極的に行っていく必要があることから、町議会の議決に基づき環境基本条例を制定しました。

環境基本条例の組み立て



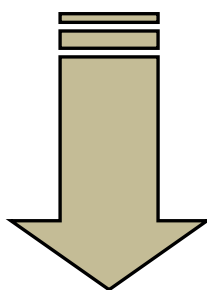
環境基本条例のあらまし

◎環境基本条例の目指すものは？

私たち一人ひとりが健康で文化的な生活をおくれるよう、『きれいな空気や水』『心に安らぎを与えてくれる豊かな自然環境』などを確保し、さらにその恵み豊かな環境を将来の世代にわたって引き継いでいける『人と自然が共生できるまち亘理』の実現を目指します。

☆ 私たちの生活は環境から切り離しては考えられません。健康で文化的な生活をおくるためには、きれいな空気や水といった良い生活環境や水辺や緑など潤いや安らぎを得られる豊かな環境が存在していることが必要です。

☆ 環境は、自然の生態系の微妙なバランスの上に成り立っており、決して無限のものではありません。私たちはこの環境を守り、育み、将来の世代に引き継いでいくという責務も負っているのです。



そのために

『人と自然が共生できるまち亘理』の実現を

◎どんな条例なの？

- (1) 巨理町の環境を守り、育むための考え方やそのために町・事業者・町民のみなさんが取り組まなければならないことを定めています。
- (2) これまでの『**環境を守る**』という発想に加え、人と自然とが共生できるまちづくりをめざし、『**環境を育む**』という考え方を取り入れています。
- (3) 町・事業者・町民のみなさんがお互いに協力し合いながら、自ら進んで、健全で恵み豊かな環境づくりに取り組んでいくことの大切さを定めています。
- (4) 事業活動などを行うにあたり、従来のように法令の規制基準を守るだけにとどまらず、自ら環境を守るための方針や目標を決め、積極的に取り組んでいく（これを『**環境管理**』といいます）ことの重要性を定めています。
- (5) 今や人類の生存にとって脅威となっている地球環境問題に対して、地域レベルでも対策に取り組み、貢献していくことを強く定めています。

★『人と自然が共生できるまち巨理』とは・・・

- ① 社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減する。
- ② 限りある資源を循環できる社会を構築する。
- ③ 自然環境を保全する。（生物の多様性の確保を含む。）
- ④ 人と自然とが共生する都市を形成する。

以上の4つの目標を達成した環境にやさしいまちのことです。

町が行っていくこと

環境に関する総合的な施策を決めるのはもちろんのこと、町民のみなさんの模範となるよう、基本理念（第3条）を踏まえ町が率先して環境への配慮や地域の緑化など、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な“まち”づくりに取り組んでいきます。

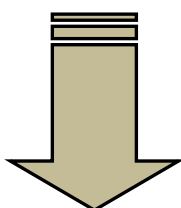
（第4条）

具体的には・・・

- 総合的かつ計画的な環境施策を策定し、実施していきます。
- 環境マネジメントシステムに基づく環境管理活動に積極的に取り組みます。
- 町自らが率先して地域緑化など環境への負荷の低減に努めます。

さらに、『人と自然が共生できるまち亘理』の実現のため、環境基本条例では重点的に行っていくべき施策の柱として、次の8つを掲げています。

（第7条～第10条）



（1-1）環境への負荷を減らす措置（第7条第1号）

- 大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・悪臭によって、みなさんの健康や生活環境に悪い影響が出ることを防止します。
- 地球温暖化の原因となっている二酸化炭素などの温室効果ガスの発生抑制をめざします。

（1-2）自然環境を守るための措置（第7条第2号）

- 自然環境の実態をとらえるための基礎調査を定期的に行います。
- 野生動植物の生存している雑木林や里山・河川などの保全や整備などを進めます。

(1-3) 人と自然がふれあうまちづくりのため措置(第7条第3号)

- 公園などの自然とふれあえる施設を整備していきます。
- 自然とふれあう場や機会などについての情報を町民のみなさんに広くお知らせしていきます。

(1-4) 資源の有効利用のため措置(第7条第4号)

- ゴミの発生抑制・減量化、リサイクルの推進を図っていきます。
- リサイクル品をはじめとする環境にやさしい製品の情報を提供するとともに、町が率先してこれらの製品を使用していきます。
(例:再生古紙や低公害車など)
- 省資源・省エネルギーの促進や資源の利用効率を高めるシステムの導入推進など、限られた資源・エネルギーの有効利用をさらに進めていきます。
- 地球温暖化の原因となる石油・ガスなどに代わる新たなエネルギーの活用促進を図っていきます。

(1-5) 町民・事業者・町が協働する社会の形成のため措置(第7条第5号)

- 環境問題については、行政ですべて解決することは困難であることから、町・町民・事業者がそれぞれの役割分担の下、それぞれが主体的に取り組むとともに協力し合えるよう場を作っていきます。

(2) 環境基本計画の策定(第8条)

- 亘理町の環境を守り、育んで行くための基本的な考え方を示す基本的な計画を作成します。

(3) 環境への配慮(第9条)

- 町が施策を策定し実施するにあたって、環境への影響が低減されるよう十分に配慮します。

(4) 報告書の作成・公表(第10条)

- 環境基本計画の適切な進行管理を行うため、必要に応じて環境の状況や計画に基づく施策の実施状況等を把握し、公表します。

【例:広報、ホームページ、環境フェアなど】

健全で恵む豊かな環境づくりには、そこで生活するすべての人の協力・連携が必要です。どこで、条例では町の施策に対する事業者や町民のみなさんの積極的な協力についても定めています。(第5条・第6条)

事業者の方にもとめられること

公害の発生を防止するのはもちろんのこと、再生資源の積極的な利用から製品が廃棄物となった場合など、事業活動のすべての段階で環境にやさしい措置をとることが求められています。

(第5条)

具体的には・・・

- 公害の防止や廃棄物、温室効果ガスの排出抑制に取り組む。
- やむなく生じた廃棄物の適正な処理へ細心の注意を払う。
- 過剰包装をしないよう気をつける。
- 製造・加工・販売などの際には古紙などの再生資源を積極的に利用する。
- ISO14001などの環境マネジメントシステムを積極的に導入し、環境への配慮を総合的に進める。
- 事業所内など身近なところの緑化を推進する。

など

環境に対して影響を与えるということについては、事業者も町民のみなさんも同じですが、環境に与える影響の大きさや環境のために行動できる力をより多く持っていることを考慮して、町民のみなさんとは違った役割が求められています。

町民のみなさんにもとめられること

自らのライフスタイルを見直し、環境にやさしい生活に努めるとともに、庭などに樹木や草花を植えたりすることで、一人ひとりが緑豊かなまちづくりに取り組んでいくことが求められています。（第6条）

具体的には・・・

- 家庭から出るゴミの量を減らす工夫をする。
- ゴミの分別収集を徹底する。
- ごみの自家焼却を行わない。
- ノーマイカーデーに協力する。
- 自動車の空吹かしや急発進・急加速等を行わない。
- 電気・ガス・水道などのエネルギー資源の無駄づかいをしない。
- テレビやピアノ・クーラー等の騒音を出さない。
- 生活排水による水質の悪化を防止するため、洗剤などの適正な使用を心がける。
- むやみに生物の生息場所に入ったり、捕獲・採取したりしない。
- 庭など身のまわりの緑化に気を配る。
- リサイクル活動やまちの美化活動、地域の緑地保全活動などへ積極的に参加する。

など

環境のための具体的な施策

(1) 環境影響評価の推進 (第11条)

事業実施に先立ち、その事業が環境に及ぼす影響について事業者自らが調査・予測・評価する制度(環境アセスメント)の推進

(2) 規制の措置 (第12条)

大気汚染、水質汚濁、悪臭防止、騒音、振動等防止法、宮城県公害防止条例等による規制。

(3) 誘導的措置 (第13条)

前条の規制と併せ、各主体が環境負荷の低減措置を自発的に行えるよう誘導する。

(4) 森林及び緑地の保全 (第14条)

潤いと安らぎのある快適で良好な環境の保全・創造する事業を推進する。

(5) 公共的施設の整備等 (第15条)

環境保全上の支障を防止する公共的施設の整備並びに施策を推進する。

(6) 廃棄物の減量等 (第16条)

循環型社会形成推進基本法等による環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築。

(7) 環境管理体制の整備 (第17条)

事業者が環境への負荷の低減措置を自主的に行える体制の整備を推進する。

(8) 環境教育の振興等 (第18条)

環境教育推進法に基づき、関係機関及び民間団体等との協力により、人と環境の関わりなどの認識や理解を深めるための学習や教育を積極的に推進する。

(9) 良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進 (第19条)

各主体が自発的に行う、緑化運動、環境美化活動等を推進する。

(10) 情報の提供 (第20条)

環境の状況、環境保全活動の事例等の情報を収集し提供する。

(1 1) 環境の状況の把握等 (第 2 1 条)

監視、測定等により環境の状況を把握し、予測を行い施策に反映させる。

(1 2) 国、県及び他の地方公共団体等との協力 (第 2 2 条)

広域的な環境問題に対処するため各主体と連携する。

(1 3) 地球環境保全の推進 (第 2 3 条)

各主体の日常生活や事業活動における環境への負荷の低減が地球環境問題へ繋がることを認識し、地球環境保全に繋がる施策を推進する。

(1 4) 財政上の措置 (第 2 4 条)

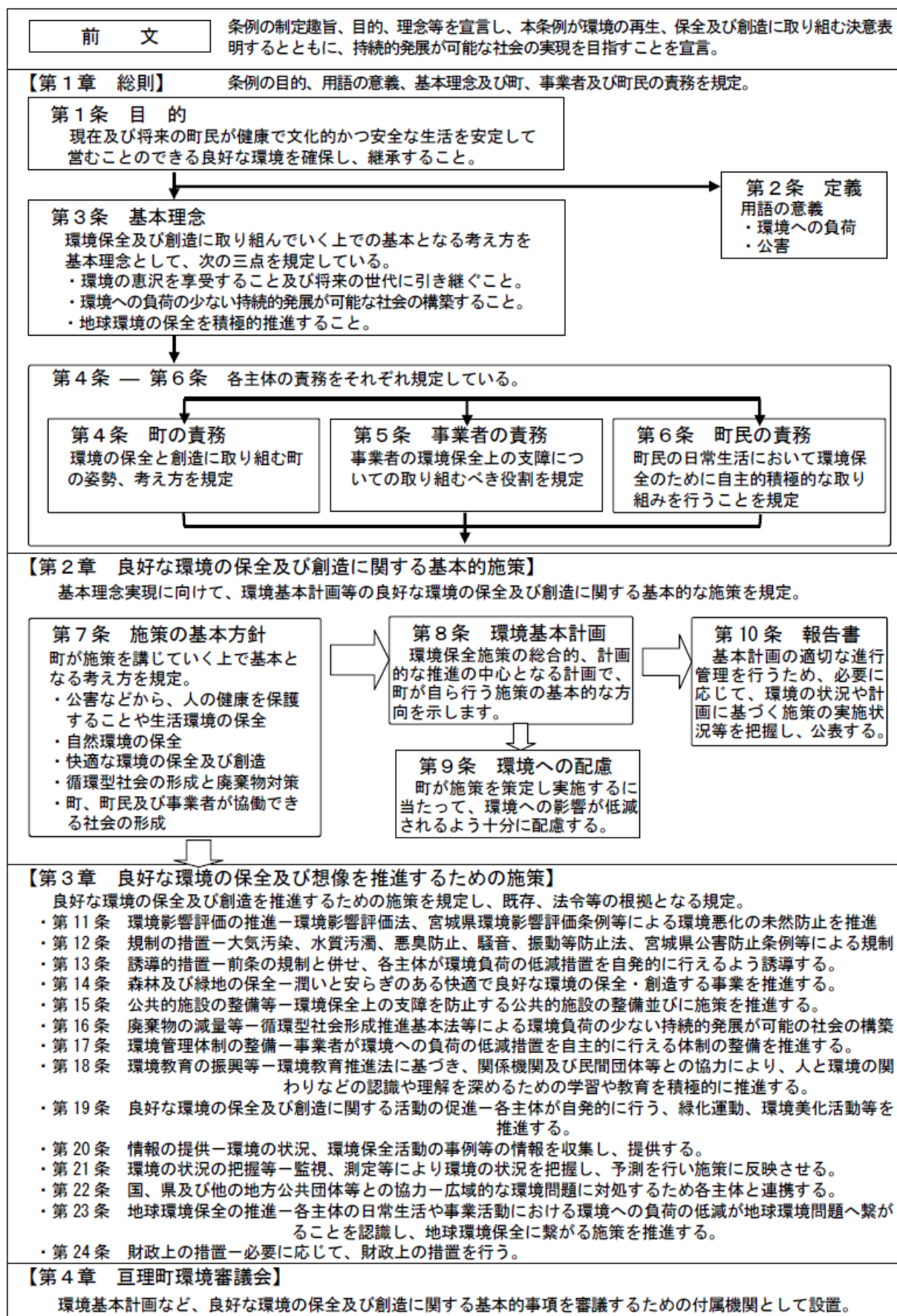
必要に応じて、財政上の措置を行う。

亘理町環境審議会

◎ 環境審議会の役割とは？

環境基本計画など、良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項を審議するための付属機関として設置します。

環境基本条例の構成



巨理町環境基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条—第10条)

第3章 良好な環境の保全及び創造を推進するための施策(第11条—第24条)

第4章 巨理町環境審議会(第25条—第31条)

附則

私たちのまち巨理町は、宮城県の東南部に位置し、東を太平洋、西を阿武隈高地、そして北は悠久の流からなる阿武隈川で囲まれています。

町域は、西側は緑豊かな典型的な里山地帯、東側は、阿武隈川の氾濫原によって形成された肥沃な沖積平野と大きく二分されています。また阿武隈川河口には県内最大規模の干潟を有する鳥の海があるなど多様な地勢からなっています。気候も温暖で県内では、最も生活しやすい自然環境に恵まれた地域といえます。

私たちは、今までその恵まれた環境を生かした人と自然との共生を重視した発展を進めてきました。

しかし、近年、槻木大橋の開通、逢隈駅の開業、高速自動車道の開通等交通体系の整備とあいまって、利便性を重視した都市的発展が急速に進んでいます。そして又その一方では多様な公益機能を有する森林や農地等が減少し、都市生活特有の公害の発生が心配されてきているのも事実であります。

私たちは、健康で快適な生活を営むために、良好な環境の豊かな恵みを受ける権利とそれを守り未来に引き継ぐ義務があります。

すべての町民が将来にわたって、町民一人ひとりが誇りを持って、暮らしやすさと、そして住むことへの安心が実感できる環境を保全し創造するためには、地球温暖化等の進行によって世界各地で発生している自然災害の現象を深刻に受け止め、その解決は一人ひとりの行動の積み重ねが基本であることを認識し、国、県等との協働により防止に努めることとします。

私たちが地域内で具体的に行動するに当たっては、巨理の自然は巨理だけの個性を有した自然であることを認識し、その仕組みを正しく理解し「人と自然が共生できるまち巨理」を目指すためには何をやらなければならないか、また何をやるはならないかを真剣に考える必要があります。

このような認識の下に町民が一丸となって、町の良好な環境を保全し創造することを決意しここに巨理町環境基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、良好な環境

の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)、及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、すべての町民が健康で快適な生活を営むことができるように、人と自然が共生できる町土を構築し、これを将来の世代に継承していきことを目的として行わなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な町土を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての者がこれら、自らの課題として認識し、事業活動及び日常生活において環境への負荷の低減を図ることにより、推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止するために必要な措置及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するとともに、町が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、良好な環境の保全及び創造に資するよう自ら活動するとともに、町が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関

する基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 町は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を策定及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として施策相互の連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌等の自然的環境構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康を保持及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が共生することのできる良好な環境を確保すること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、地域の特性を活かした自然環境及び歴史的、文化的財産の保存並びにこれらの特性を活かした魅力ある都市空間の形成を図ることにより、より質の高い環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築するとともに、地球環境保全に貢献すること。
- (5) 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、町、町民及び事業者が協働することのできる社会を形成すること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、前条を踏まえ、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、巨理町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向及び配慮の方針
- (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、町民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、巨理町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境への配慮)

第9条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図るとともに、効率性等を総合的に判断しながら、その影響が低減されるよう十分に配慮しなければならない。

(報告書)

第10条 町長は、必要に応じて、環境の状況、町が講じた良好な環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 良好な環境の保全及び創造を推進するための施策

(環境影響評価の推進)

第11条 町は、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事

業を行おうとする者が、その事業の実施にあたりあらかじめその事業に係る影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る良好な環境の保全について適正に配慮することを効果的に推進するため、国、県と一体となって必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(規制の措置)

第12条 町は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 町は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

(誘導的措置)

第13条 町は、事業者及び町民が自らの行為に係る環境への負荷を低減するための適切な措置をとるよう誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林及び緑地の保全)

第14条 町は、森林、公園、緑地及び水辺空間の整備、保存並びに活用、その他の潤いと安らぎのある快適で良好な環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(公共的施設の整備等)

第15条 町は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的な施設整備、その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物の減量等)

第16条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者等による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設等にあたっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等に努めなければならない。

(環境管理体制の整備等)

第17条 町は、物の製造、加工又は販売その他事業活動を行う事業者が環境への負荷の低減を図るため、その事業活動を行うに当たり自主的に環境管理に関する体制の整備を推進することができるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進)

第18条 町は、町民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化運動、環境美化活動及び再生資源に係る回収活動、その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育の振興等)

第19条 町は、関係機関及び民間団体等と協力して良好な環境の保全及び創造に関し、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、町民及び事業者がその理解を深め、良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第20条 町は、前条の良好な環境の保全及び創造に関す

る教育及び学習の振興並びに第18条の町民団体等が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境の状況の把握等)

第21条 町は、監視、測定等の実施により環境の状況を的確に把握するとともに、環境の変化及びこれに伴う影響の予測に関する調査及び研究その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施しなければならない。

(国、県及び他の地方公共団体等との協力)

第22条 町は、良好な環境の保全及び創造に関し広域的な取組みが必要とされる施策について、国、県及び他の地方公共団体等と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第23条 町は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、その他の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

2 町は、国、県、他の地方公共団体、民間団体等その他関係機関と連携し、地球環境の保全に資する情報の提供、環境の状況の監視及び測定等を実施することにより、地球環境の保全に資する国際協力を推進するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第24条 町は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 巨理町環境審議会

(設置及び所掌事務)

第25条 良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項について審議するため、巨理町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること
- (2) その他良好な環境の保全及び創造に関する重要事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第26条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による町民
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認めたる者（任期）

第27条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第28条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第29条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、町民生活課において処理する。（委任）

第31条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(巨理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 巨理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成3年巨理町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表情報公開・個人情報保護審査会委員の項の次に次のように加える。

環境審議会委員	同	6,400円
---------	---	--------